

チケット契約のご案内

関西ハイタク事業協同組合

1. 「共通乗車券使用申込書」の記入方法

- ①「共通乗車券使用申込書」の**太線の枠内**だけご記入ください。
- ②ご使用印は、**社印もしくは代表者印**をご使用ください。
- ③お支払い日は、貴社の経理処理上ご都合の良い日をご設定下さい。**但し、お支払日が翌々月になる場合は、事前に当組合の担当者までご確認ください。**
尚、お支払方法が銀行口座からの自動引落の場合は、すべて当月の27日となります。

2. お支払い方法について

- ①お支払い方法は、銀行口座からの**自動引落と口座振込**の2種類ありますが、貴社のご都合の良い方をご選択ください。
- ②当組合の取扱銀行は、別紙「取扱銀行一覧表」をご参照ください。
- ③**口座振込をご選択の場合、振込手数料は貴社のご負担となります。**

3. 自動引落をご選択の場合

- ①自動引落取扱銀行は別紙「取扱銀行一覧表」のうち、*印のある銀行です。
- ②自動引落手続きは、下記の手順で行ってください。
 - 1) 申し込み書類ダウンロード画面より、
“口座振替依頼書(正・副)2枚をダウンロード” ボタンをクリックして書類を取得してください。それらの用紙(2枚)に必要事項をご記入いただきます。
 - 2) その用紙をお客様の銀行へお持ちいただいて、銀行窓口へご提出下さい。
*2枚の用紙共に銀行届け出印を必ず押印してください。
 - 3) 2枚目に銀行の受領印を押印したものを**関協までご返送**ください。(1枚目は銀行の控えとなります)

4. 保証金について

当組合の共通乗車券をお申しいただくには、原則として保証金が必要になります。
保証金は、毎月のお支払方法によりお預り額が違います。
自動引落をご利用の場合は「10万円」、口座振込をご選択の場合は「30万円」をお預かりいたします。
詳しくは当組合 担当者までお問合せください。

5. 保証金のお支払い方法

- ①口座振込の場合
保証金を口座振込でお支払いいただく場合、当組合の指定する口座にお振込いただいた事を当組合で確認後、初回のチケットと共に**「保証金受取証」**をお届けいたします。
- ②現金の場合
保証金を現金でお支払いいただく場合、初回のチケットお届け時に現金をお預かりし、交換に**「保証金受取証」**をお渡しいたします。
- ③保証金のお支払い方法につきましては、あらかじめ当組合担当者にご相談ください。

その他、御不明な点は当組合の担当者までお問合せください。

以上

共通乗車券利用約款

大阪市北区東天満 2-2-17
東天満パークビル 7 階
関西ハイタク事業協同組合

関西ハイタク事業協同組合（以下「関協」という。）は、関協所属の営業用自動車（関協タクシー）に乗車するとき、運賃料金の支払のために使用する共通乗車券の利用について、下記のとおり決めています。

記

（共通乗車券の利用範囲）

第 1 条 共通乗車券使用申込者（以下「申込者」という。）及び申込者より共通乗車券の使用を許諾された者（以下「乗客」という。）は、関協が発行する共通乗車券をもって、関協に所属する組合員会社（別添所属タクシー会社一覧表）の営業用自動車（関協タクシー）に乗車することができます。また、関協が共通乗車券の利用について提携した会社の営業用自動車（タクシー）に乗車することができます。

（共通乗車券の使用方法）

第 2 条 申込者又は乗客が前条の営業用自動車に乗車したときは、ボールペンを使い、共通乗車券に乗車運賃料金及び立替金の合計額（以下「乗車運賃料金等」という。）、乗車日、乗車区間並びに使用者名を記入して、乗務員に交付してください。

（乗車運賃料金）

第 3 条 営業用自動車の乗車運賃料金は、行政官庁認可による運賃料金によります。

（共通乗車券の乗車運賃料金等記入制限）

第 4 条 共通乗車券に乗車運賃料金等記入制限額は、別段の表示のない限り原則として 2 万円とします。

2 一回の乗車運賃料金等が 2 万円を超えるときは、2 万円及びその端数毎に複数枚の共通乗車券を交付してください。

（不正乗車券の防止）

第 5 条 乗車運賃料金等記入制限額を超えたとき、又は使用有効期限切れとなった共通乗車券は無効とし、乗務員は、受取りを拒絶することができます。

2 無効となった共通乗車券の受取り拒絶については、関協はその責を負いません。ただし、申込者又は乗客が身分を証明するものを提示して乗務員が承した場合、又は事前に関協の事務局が承認した場合に限って、無効な共通乗車券を有効なものとして、取り扱うことができます。

3 申込者又は乗客が共通乗車券を第 2 条に反して、無記入で乗務員に交付したときは、これにより生じた不測の損害は、乗務員の悪意又は重過失が立証されない限り、関協はその損害を負担しません。

（共通乗車券の紛失、盗難等の届出）

第 6 条 共通乗車券の紛失又は盗難等の事故が生じたときは、速やかに当該乗車券の番号、枚数等必要事項を関協に届出するものとし、関協は、当該乗車券の不正な使用の防止の為に適切な処置をとるものとし、

（紛失、盗難等による不正乗車券の取扱）

第 7 条 共通乗車券の紛失又は盗難等により、共通乗車券が不正に使用されたときの損害については関協はその損害を負担しません。

（乗車運賃料金等の請求と締切日）

第 8 条 関協は、使用された共通乗車券の乗車運賃料金等を毎月 1 5 日に締切り、使用済乗車券を添付して、申込者に請求します。

2 申込者は、関協と定めた支払期日までに乗車運賃料金等を支払うものとし、申込者が、支払期日までに乗車運賃料金等を支払わなかった場合は、未払いの乗車運賃料金等について期限の利益を喪失し、一括して即時に支払うものとし、

（乗車運賃料金等の支払方法）

第 9 条 関協が請求した乗車運賃料金等は、共通乗車券使用申込書に記載された支払日、方法により支払うものとし、振込手数料等の支払にかかる費用は、申込者の負担とします。

（事務手数料）

第 1 0 条 関協は、乗車運賃料金等の 1 カ月の請求額が 1 万円未満の場合、その請求額の 1 0 % の事務手数料を申込者に請求します。

（解約）

第 1 1 条 申込者は、関協に対し書面（契約解除申し入れ書、念書各 1 部）による通知をもって、共通乗車券の利用を中止することができるものとします。また、関協は、申込者に対し共通乗車券の月間利用額が 1 万円未満の月が 1 カ年間以上継続したとき、又は共通乗車券の年間利用額が 1 0 万円未満のとき、共通乗車券の利用を解除することができるものとします。この場合、未使用の共通乗車券は、関協に遅滞なく返還しなければなりません。

（共通乗車券の返還等）

第 1 2 条 関協は、申込者が、次の各号の一に該当したと認めるときは、共通乗車券の利用に関する契約を解除することができるものとします。申込者は、解除後には共通乗車券の利用はできず、関協は未使用の共通乗車券を無効として返還を求めることができるものとし、また、共通乗車券での営業自動車への乗車を拒絶することができるものとします。

- (1) 破産、特別清算、民事再生法、会社更生法等の申立てをなし、又は申立てを受けたとき。
- (2) 仮処分、仮差押、強制執行、滞納処分を受けたとき。
- (3) 銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 共通乗車券の乗車運賃を支払期日を経過しても支払わないとき。
- (5) 共通乗車券を不正に利用した場合、又は不正利用に関与した場合。

（契約解除後の未使用共通乗車券）

第 1 3 条 共通乗車券利用に関する契約が終了した後に、未使用の共通乗車券が使用された場合にも、申込者は当該共通乗車券の乗車運賃を関協に支払うものとし、

（共通乗車券の交付制限）

第 1 4 条 関協は、申込者の信用状況が著しく悪化したと認めるときは、共通乗車券の交付を中止又は制限することができるものとします。

（連帯保証人）

第 1 5 条 申込者は、関協より要求があったときは、資力のある連帯保証人を立てなければならないものとし、

（協議事項）

第 1 6 条 この約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、申込者と関協は、相互に協議して取り決めるものとし、

（有効期間）

第 1 7 条 本約款の有効期間は、本約款を承認し署名押印がなされた日から 1 年とします。ただし、期間満了 1 カ月前に申込者又は関協いずれからも何らかの意思表示のないときは、引き続き本約款の効力を有するものとし、爾後も同様とする。

（本約款の変更）

第 1 8 条 関協は、本約款の条項について、共通乗車券の利用実態や社会情勢の変化等に応じて変更することができるが、申込者は変更後の本約款の条項についても遵守するものとし、なお、関協は本約款の条項内容を変更するときは、事前に申込者に対して当該変更内容につき通知し申込者が承諾した場合のみ変更できるものとし、この合意が関協のホームページに開示する内容より優先します。

年 月 日

申 込 者
社名（氏名）

印

共通乗車券利用申込書兼【登録票】

関西ハイタク事業協同組合 御中

お申込日(西暦)

年 月 日

ご記入時の日付を西暦でご記入ください

貴協同組合発行の共通乗車券利用について、共通乗車券利用約款を承諾の上、申込をいたします。

お得意先様コード

お客様はご記入不要です。

関係にて発行し、後日お知らせいたします。

以後ご注文の際にこの番号が必要となります。

貴社の所在地、電話番号をご記入下さい。ビル名等は省略せずにご記入願います。

貴社名をご記入下さい
社印もしくは代表者印を押印願います。

代表者の方の氏名、連絡担当者様氏名、直通電話等をご記入ください。

初回申込冊数をご記入ください。

1マス1文字(14文字以内:漢字も可)をご記入ください。(推奨)

資本金、創立年月、事業種目をご記入ください。

別紙「取扱銀行一覧」から選択してご記入ください。

チケットの利用制限金額を2000円以上1000円単位でご記入ください。

空白の場合は20,000円といたします。以降特にご指定無い場合は、この制限金額をチケットに印字いたします。

請求書送付先住所が上記と異なる場合にご記入いただけます。

お支払い希望日を当月、翌月、翌々月の何れかをマルで囲み、日付をご記入下さい。

お客様チケット送付先	(フリガナ)	オオサカシ キタク ヒガシテンマ				電話番号
	所在地	5 3 0 0 0 4 4	大阪市北区東天満2-2-17			(06)
	(ビル名)	東天満パークビル (7 階)			6357 - 1221	
	(フリガナ)	オオサカタロウ カブシキカイシャ				
	会社名	大阪太郎 株式会社				
(商号)						
代表者名	取締役社長 大阪 太郎				印	
担当者名	営業 部	営業 課	直通電話(内線)	初回申込冊数		
	大阪 次郎			冊		
お得意先様名印字	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	ご希望の名称表示(14字)漢字も可	大阪太郎(株)			
資本金	60 百万円	創立年月	1962 年 8 月	事業種目	製造販売	
請求締毎月15日締め切り	お支払い日	当月 (0)	翌月 (1)	翌々月 (2)	の 日	
振込銀行						りそな銀行
制限金額						15,000 円まで
以下は請求書送付先とチケット送付先が異なる場合のみご記入下さい。						
請求書送付先	(フリガナ)					電話番号
	所在地				()	
	(ビル名)				(階)	
(フリガナ)						
送付先名						

200909

※関係事務局 使用欄

振替銀行 (銀行コード)		(支店コード)		種目	1:普通 2:当座
自動区分 (0)なし(1)あり	銀行	支店	口座名義人		
営業部	局長	部長	次長	課長	担当者
総務部	部長	次長	課長	経理課	計算課
チケット種別					
一般・業務・自社券・その他					
登録日					
年 月 日					

当組合使用欄のため、記入不要です。

制限金額欄の記入について

※ 紛失等の第三者利用による損害は利用約款第7条によりすべてお客様御負担となりますので、高額の金額設定はご注意ください。

申し込み書類 送付先

〒530-0044

大阪市北区東天満2-2-17 東天満パークビル7F

関西ハイタク事業協同組合 営業部

TEL (06) 6357-1221

お送りいただく書類は下記です。ご確認下さい。

- ・約款 (ご署名、ご捺印ください。)
- ・共通乗車券申込書(この用紙です。)
- ・自動引落を選択されたお客様は、
口座振替依頼書(銀行窓口にて銀行印が押印されたもの)

お取扱銀行一覧表

銀行名の前に●印がある銀行では、お支払いに便利な預金口座振替(自動引落)を取扱っております。ご希望、お問い合わせ等は下記窓口へご連絡をお願いいたします。(平日:9:00~17:00)

(お支払いに関する窓口) TEL 06-6357-1221

銀行名	支店名	種別	口座番号
●りそな銀行	梅田支店	当座	803044
●三菱UFJ銀行	大阪営業部	当座	113489
●みずほ銀行	堂島支店	当座	135851
●関西みらい銀行	本町営業部	当座	2003864
三井住友銀行	梅田支店	当座	222294
商工中金	梅田支店	当座	2001217

【口座名義】

カンサイハイタクジギョウキョウドウクミアイ
関西ハイタク事業協同組合

※口座名義は各銀行口座すべて共通です。